



Title	プロクロス『プラトン『国家』注解』第一論文 日本語訳・注
Author(s)	近藤, 智彦; 川島, 彬; 高橋, 勇真; 野村, 拓矢
Citation	北海道大学文学研究院紀要, 172, 63 (左) -91 (左)
Issue Date	2024-03-22
DOI	10.14943/bfhhs.172.163
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/91378
Type	bulletin (article)
File Information	04_172_Kondo et al..pdf



[Instructions for use](#)

プロクロス『プラトン『国家』注解』第一論文 日本語訳・注

近 藤 智 彦・川 島 彬
高 橋 勇 真・野 村 拓 矢

[5.1-5] プラトン学派の後継者リュキアのプロクロスによる『プラトン『国家』の講読 (συνανάγνωσις) に先立って、この作品をただしく解釈する者が明確にしておくべき論点 (κεφάλαια) は、いかなるものであり、また、いくつあるかについて』

[序：七つの論点 (5.6-7.4)]

[5.6-25] プラトンの対話篇への序説を — 粗略ではない仕方であつた事柄に取り組む者であれば — どのように構成すべきかを明らかにすることを意図して、私は『国家』という一つの著作を例としてあなた方にも示すことにしたい。あなた方は、以下で述べられる言論にあたかも足跡に従うかのように従い、他の著作の場合にも同じ仕方解釈を追求するならば、こうした事柄に関する方法を捉えることができるだろう¹。実際、多くの解釈者を

[方針]

- ・本訳の底本としては Kroll を用いた (文献表記については末尾の文献表を参照のこと)。
- ・底本と異なる読みを採用した場合のほか、底本が謄写本と大きく異なる修正案を採用している場合も、注に記した。
- ・訳文中の () はギリシア語の原語を、[] は訳者による補足を示す。
- ・注については、本著作に関しては Festugière, Abbate, Baltzly, Finamore & Miles, プロクロス哲学一般に関しては Chlup に負う部分が大きい。特別な場合を除いてどの文献に依拠したのかを一々記すことは控える。

真似して、[当の著作で]論じられている問題を予告するだけで済まし、この[序説という]論題(トポス)を無味乾燥で内容貧弱なものとしてなおざりにすべきではなく、かといって、テキスト読解(λῆξις)に先立つ検討において、目下の作品に何ら関連しないような探求を遠くから寄せ集めるべきでもない——まさにそのように、別のプラトン主義者の人々が、異説を説く人々に反論するために数え切れないほどの膨大な議論を持ち込んでいるのを目にするのだが——。むしろ、目下の著作そのものだけを取り上げ、各著作の意図(πρόθεσις)²、ジャンル(εἶδος)、設定(ὑλη)³、教説(δόγματα)、総じて当の著

-
- ・プラトンの著作への参照に際しては、慣例に従いステファヌス版全集のページ数と段落記号(a-e)を付し、段落内の行数表記についてはOxford Classical Texts(『国家』についてはSlings、他の著作についてはBurnetおよびDuke, Hicken, Nicoll, Robinson & Strachan)に従う。
 - ・節と段落の分割、および[]内の見出しは、Festugière, Abbate, Baltzly, Finamore & Milesを参考にしつつ独自に付けたものである。
 - ・各段落の冒頭にKroll(全2巻のうち第1巻)の頁数・行数を[5.6-25]のように入れた。
 - ・全体の構成は以下の通りである。
 - 序：七つの論点(5.6-7.4)
 - I：狙い(7.5-14.14)
 - 正義(7.9-8.6)
 - 最善の国制(8.6-11.4)
 - 解決(11.5-14.14)
 - II：ジャンル(14.15-16.25)
 - III：設定(16.26-19.25)
 - 場所(17.1-18.6)
 - 時(18.6-19.23)
 - 登場人物(19.23-25)

以下欠落

¹ 想定読者は、教師の導きに従ってプラトンの著作と共に講読・会読(συνανάγνωσις)するプラトン主義者の人々だと考えられる。

² 本論文では「意図(πρόθεσις)」と「狙い(σκοπός)」が交換可能な語として用いられている。

³ εἶδοςとὑληは「形相」と「質料・素材」の意味で用いられる語であるが、ここでは本論文での用法に従って「ジャンル」と「設定」と訳した。ただし、「形相」と「質料・素材」という意味と無関係ではない。プロクロスは『プラトン『アルキピアデス』注解』

作全体に亘る諸言論の主題 (ὕποθεσις) を突き止めて、共に学ぶ仲間の眼前に提示しなければならない⁴。というのも、そうすることで、対話篇の全体的な意図が読者に明らかになるだろうからである⁵。

[5.25-6.1] さてそれでは、先に述べたように、『国家』を例として[プラトン対話篇序説の]指針 (τύπος) を詳しく説明していこう。私の主張では、『国家』の読解 (ἀνάγνωσις) に先立って、この作品を適切に読もうとする者であれば、次の七点を見定めておく必要がある⁶。

10.3-14で、自身の他の著作(おそらく以下注4で言及するプラトン哲学全体への「序説」)を参照しつつ、各対話篇には宇宙全体と類比的に「善」、「知性」、「魂」、「形相」、「基体となる自然本性」ないし「質料・素材」があるとし、そのうち「形相」にあたるものとして措辞・文体を、「質料・素材」にあたるものとして「登場人物、時、一部の人々」によって「設定 (ὕποθεσις)」と呼ばれているものを挙げている。また、プロクロス以降の新プラトン主義者によると考えられる著者不明『プラトン哲学への序説』16-17でも、各対話篇は宇宙と同じように「質料・素材」と「形相」のほか「自然本性」、「魂」、「知性」、「神性」にあたる構成要素を有すると言われた後、「質料・素材」にあたるものとしては本論文と同じく登場人物、時間、場所が、「形相」にあたるものとしては(こちらは本論文とは少し異なるが)文体(莊重体、平明体、その混合)が挙げられている。なお、プロクロスが本論文で「一部のプラトン主義者」に帰している「教示的なもの」と「探求的なもの」とその混合というジャンルの区別([15.18-16.1])は、著者不明『プラトン哲学への序説』同箇所では「自然本性」に比されている。

⁴ 古代後期の新プラトン主義者による「序説」には、プラトンおよびアリストテレスの哲学全体への導入として記されたものと、特定の著作への導入として記されたものがある。古代後期の新プラトン主義者は、プラトンとアリストテレスの哲学が調和するという前提のもと、アリストテレスを経てプラトンを学ぶというカリキュラムを設けていたため、こうした「序説」が重要な役割を果たしていたと考えられる。本論文は後者にあたるが、プロクロスには散逸したプラトン哲学全体への「序説」にあたる著作もあったと推測されている。なお、アンモニオス、オリュンピオドロス、エリアス、ピロポノス、シンプリキオスらによる『アリストテレス『カテゴリー論』注解』や著者不明『プラトン哲学への序説』などに見られるように、紀元後五世紀以降の新プラトン主義者の間では、前者については十の論点、後者については六つの論点を取り上げる枠組みが概ね固定化されていたが、この体系化に貢献したのはプロクロスだと推測されている(以上については、Westerink XXV-XLI, Hadot 21-47, Mansfeld 10-57, 中畑 423-449を参照)。ただし、本論文が取り上げる七つの論点(およびこの箇所では挙げられている五項目)

[6.1-4] 第一に、この作品の狙い (σκοπός) はいったい何であるのか⁷。プラトンの対話篇における狙いを見出すことに関する規準を私は何度も論じてきたが、その規準に則ってこの作品の狙いを確立しなければならない⁸。

[6.4-7] 第二に、『国家』の著者はいかなる言論ジャンル (εἶδος) に即して『国家』を構成したのか。この点も、対話篇の[内で見出される]ジャンルについて、どのようなものがあるのかを覚えている者には、明らかになるだろう。

[6.7-12] 第三に、『国家』における言論の設定 (ὄλη) をそれ自体として検討すること。設定に関する考察は、登場人物・場所・時の点においてなされている⁹。実際こうした事柄についても、そのすべてが各対話篇の狙いに合致することが示されなければならないことは、私が述べてきた通りである。

は、各著作の「狙い」を捉えることを第一に置いていること以外、後に固定化された論点とは対応していない。

⁵ 写本には文末に τοῖς ἀκουσομένοις (「これから読む人々に」) とあるが、τοῖς ἀκούουσι (「読者に」) と重複するため底本に従って削除する。

⁶ 以下の七つの論点のうち、第三の場所・時の設定が論じられた後、登場人物に関する議論が始まったところで写本が途切れている。第四から第六の論点が『国家』という著作に特有の問題であることは、プラトンの他の著作の序説に際しても模範となる指針を提供するという趣旨からすると、やや奇妙に思われる。

⁷ プラトンの各対話篇の「狙い」を一つに定めることを重視することは、プラトン『パイドロス』264c2-5 に言及して著作の一貫性を論じることとともに (以下注 14 参照)、新プラトン主義者のイアンプリコス (後 242 年頃-325 年頃) に端を発すると推測されている (納富 13-21)。イアンプリコスによるプラトン注解の断片資料は、Dillon に集められている。

⁸ 本論文中には自己の著作への言及が何箇所も見られるが、いずれもプロクロスの散逸した著作 (おそらく注 4 で言及したプラトン哲学全体への「序説」) への言及だと考えられる。著者不明『プラトン哲学への序説』21-23 では、各対話篇の狙いを見出すための規準が論じられている。

⁹ 写本のまま読んだが、Festugière は「設定は、登場人物・場所・時代の点において合致していることが [別の修正案: いかに合致しているかが] 考察されなければならない」とテキストを修正する可能性を提案している。

[6.12-16] 第四に、この著作における言論の多くは国制¹⁰に関するものであるため、諸国制をプラトンの考えに即して——この作品やそれ以外の作品において彼が分類したその仕方にしたがって——分類し、彼が論じているのはいかなる種類の国制についてなのかを述べること。

[6.16-21] 第五に、理（ロゴス）に即した国制のみを¹¹、情念（パトス）に即した諸国制から区別しそれ自体として把握した上で、それがただ一つなのか複数あるのかを、もし複数あるのならば、いくつ、いかなるものがあるのかを見てとること。さらには、こうした事柄を必然的な議論を通して確立した上で、それら複数の国制のうちいかなる種類の国制に関して主導的な考察がなされることになるのかを、論理的思考によって把握すること¹²。

[6.21-24] 第六に、さらにその採用された国制そのものについて、それをわれわれは何通りの仕方で見ればよいかとプラトンその人は考えたのか、そして、その国制に関する考察のいかなる方式も彼は精査せずに放置することがなかったかどうかを確認すること¹³。

¹⁰ πολιτεία の訳語については、著作のタイトルとしては伝統的な『国家』を踏襲し、地の文では可能なかぎり「国制」と訳すことにする。

¹¹ 写本の μόνην を μόνον と修正する底本の読み（「理（ロゴス）のみに即した国制」）には従わず、写本のまま μόνην と読む（底本も II p.472, Addenda では Radermacher による写本のままの読みの擁護を報告しており、それに諸訳も従っている）。

¹² この点に関してプロクロスが散逸箇所でもう論じたのかは不明だが、おそらくは現存箇所中の [9.17-10.17] で論じられている三種の国制（第一の『国家』の国制、第二の『法律』の国制、第三の国制）に関する議論がさらに詳述されたと考えられる。Baltzly, Finamore & Miles はさらに、算術的・幾何学的・調和的の三者にもとづく異なる正義概念に応じて複数の「理に即した」国制があると論じたのではないかと（すなわち、『国家』の国制は幾何学的・調和的の両者にもとづく、『法律』の国制は幾何学的・算術的の両者にもとづく）と推測している（プロクロス『プラトン『ティマイオス』注解』II 171.19-173.4, 198.17, 317.25 参照）。

¹³ Baltzly, Finamore & Miles は、プロクロスが第五論文の第四問題のなかで、ソクラテスが『国家』第三巻の音楽論で音調（ハルモニア）に関する技術的な詳細に踏み込むのを避けたのは真の政治家として教育に資するかがりでも論を展開したからだと弁護している

[6.24-7.1] 第七に、著作全体に亘る諸教説の一貫性を眼前に提示して、プラトン本人が『パイドロス』のなかで述べているように¹⁴、相互に組み合わせられた諸部分や手足を〈有する〉一つの生き物の構造のような仕方¹⁵で、論考の全体が仕上げられていることを示すこと。

[7.1-4] 実際、以下の論述において、論点の数が明らかになるだろうし、これらの論点の織り成す秩序が、すなわち、その論点のすべてがいかにして一つの狙いを目指しているのかが、明白に見てとられることになるだろう。

[I : 狙い (7.5-14.14)]

[7.5-7.8] では、もしよければ、まずはこれら七点のうち第一に挙げた点を検討するでしょう。それはすなわち、『国家』¹⁶の狙いそのものを見てとることであった。というのも、多くの人が自分自身の説を激しく擁護しながら論争しているのを、私は耳にしているように思うからである¹⁷。

ことを挙げ、これと同じような仕方¹⁴で『国家』のなかで一見不完全と見える議論があることを弁護したと推測している。

¹⁴ プラトン『パイドロス』264c2-5。

¹⁵ 底本の apparatus における提案に従い (Festugière と Baltzly, Finamore & Miles も採用), πρός の前に ἔχοντος を挿入して ὡς εἰς ἑνὸς ζώου μέρη τε καὶ μέλη συντεταγμένα (ἔχοντος) πρός ἄλληλα σύστασιν と読む。

¹⁶ 底本では小文字で始まっているが、著作名を指していると解する。

¹⁷ この論争は古くに遡る。前一世紀にプラトンの著作を九つの四部作集にまとめたトラシュッロス (前36年没) は、『国家 (ポリテイア)』または『正義について』、政治的著作 (Πολιτεία ἢ περὶ δικαίου, πολιτικός) という二重のタイトル表記と分類を行ったとされる (ディオゲネス・ラエルティオス『哲学者列伝』3.60)。またプラトン『国家』の主要写本 (A 写本: Parisinus graecus 1807) にも同様の二重のタイトル表記 (πολιτείαὶ vel πολιτείας ἢ περὶ δικαίου) が見出される (なお、A 写本では「ポリテイア」が複数形となっているが、プロク羅斯は古代の大多数の証言と同じく、明らかに単数形として理解している)。

[正義 (7.9-8.6)]

[7.9-10] 正義について[論じること]が[本著作の]意図であると主張している多くの人がいることはたしかであり、彼らによると次の点にわれわれは注目すべきだとされる。

[7.10-14] 第一に、この著作において最初に探求される対象はこのこと、すなわち、何が正しいことであり誰が正しい人か、ということであり、ケパロス、ポレマルコス、トラシユマコスに対する言論はこの点に関してなされた、ということ¹⁸。

[7.14-24] 第二に、国制に関する検討もまた、正義[という主題]のために、その正義に関する言論の後に導入された——小さな文字のなかでは容易に見ることができないものを、大きな文字のなかでわれわれが眺めることができるように——ということ¹⁹。実際、アデイマントスとグラウコンのアポリアを出発点として正義に関するいっそう厳密な探求が始められたのであり²⁰、ソクラテスが国制に関して語ったのも、その言論にもとづいてその場にいる者たちにいっそう明確に正義[のあり方]を示そうと望んだためであった。したがって、探求されているもののうち、一方のものは何らかのもののために検討すべきだとみなされ、もう一方のものがその検討の目的²¹であるとすれば、かのもの、すなわち、そのために探求対象のうち一方のものが導入された目的の方が、狙いだとみなされなければならないことは必然だろう、と彼らは言うのである。というのも、二者のうち一方が主導的なもの(προηγούμενον)であり、他方が派生的なもの(ἐμπίπτον)だからである。

[7.24-8.4] 第三に、ソクラテス本人もまた、正義について[論じること]が意図だとしばしば強調することで、この点を証言しているということ。そ

¹⁸ プラトン『国家』第一巻。

¹⁹ プラトン『国家』368c8-369b3。

²⁰ プラトン『国家』第二巻では、グラウコンの問題提起が357a2-362c8、アデイマントスの問題提起が362d1-367e4でなされ、それを受けてソクラテスが議論を展開していく。

²¹ 底本の apparatus では τὸ δὲ (τὸ) οὐ ἔνεκα ἐστὶν と挿入する可能性が提案されている。修正しない場合でも意味的にはそのように解するのが適当だろう。

れはすなわち、彼が何か別の話題に言及した後で、議論に導かれて正義 [という主題] へと至り、「われわれの探求はこのためにあるのだ」とたびたび結論するときのことや²²、また最後に、正しい人を最後まで仕上げ、ハデスにおいて割り当てられる報いについて議論した後で、次のように結論づける——あらゆることのために正義を営むべきであり、褒賞を与えてくれる神々の目の前で競っているかのように、しかもそのような生の褒賞は大きいと考えて、生きるべきである、と結論づける——ときのことである²³。

[8.4-6] 以上の人々は、正義について [論じること] が [本著作の] 狙いであるとみなすようにわれわれを導くような、こうした議論を展開している。

[最善の国制 (8.6-11.4)]

[8.6-10] しかし、他の論者は——先の論者に数において引けをとらず、信頼性においても遜色のない仕方著述しているのだが——、国制について [論じること] が [本著作の] 意図であるとみなしている。たとえ正義に関する探求が先になされたのだとしても、主導的なものであるがゆえにそうなのではなく、国制に関する検討に通じる道をいっそう真っ直ぐな仕方²⁴もたらすものであるがゆえにそうなのだ、というのである。

[8.10-9.9] この人々はまた、もっとも古くからある [『ポリテイア (国家)』という] タイトルを、証拠として引き合いに出している。実際、アリストテレスはこの論考を要約する際、「『ポリテイア (国家)』を要約する」と述べており²⁵、『共同食事』でもこの仕方²⁶、『政治学』においても同じように²⁷、本

²² 言葉通りの対応箇所はないが、プラトン『国家』368d8-e1, 588b1-4を指すと考えられる (Kroll はこれに加えて 336e も挙げている)。

²³ プラトン『国家』621c3-d3。

²⁴ 写本の *εὐρυπρόσωπον* は明らかに毀れており、Festugière に従って *εὐθυπορώτερον* と読み副詞的に解する。底本の *apparatus* は *εὐπορον* (「国制に関する考察に通じる容易な道をもたらす」)、Abbate は *εὐρυπρόσοδον* (「国制に関する考察に通じる幅広い道をもたらす」) とする修正を提案している。

²⁵ アリストテレス断片 180 Rose。

²⁶ アリストテレス断片 181 Rose。

著作を名指している。また、テオプラストスも、『法律』その他の多くの箇所において、同様の仕方でも名指している²⁸。タイトルが古くからのものである以上、次のことは万人に明らかである[と彼らは考える]。すなわち、プラトンによって事柄(πράγμα)にもとづいてタイトルを付けられた対話篇があり——『アルキビアデス』や『パイドン』のように登場人物にもとづいてタイトルを付けられた対話篇ではなく——、しかも、対話において探求される事柄にもとづいてタイトルを付けられた対話篇があるが——『饗宴』のように場面設定にもとづいてタイトルを付けられた対話篇ではなく——、これらの対話篇はすべて、主導的な問題からそのタイトルを得ているのであって、その検討が主導的ではなく何か別の目的のためになされている問題からそのタイトルを得ているのではない²⁹。実際、そのような仕方でも彼は『ソフィスト(ソピステス)』というタイトルを付けたのだが、それはソフィストこそがこの対話篇における検討の課題だったからである。たしかに「ある(ὄν)」について

²⁷ アリストテレス『政治学』1261a6, 9, 1264b28, 1291a11, 1316a1, 1342a33。他に『弁論術』1406b32。

²⁸ テオプラストス断片 595 FHS&G。

²⁹ ディオゲネス・ラエルティオス『哲学者列伝』3.57によると、トラシュッロス(注17参照)がプラトンの各著作に「名前(ὄνομα)にもとづく」タイトルと「事柄(πράγμα)にもとづく」タイトルとの二重のタイトルを与えたとされる。ただし、前者の多くは登場人物の名であるが、『国家(ポリテイア)』または『正義について』の場合、前者を「名前」と呼ぶのは奇妙である(同じことは『法律』などにも当てはまる)。このうち「名前にもとづく」タイトルの多くはプラトン自身に由来すると考えられるが、「事柄にもとづく」タイトルへの言及もトラシュッロス以前にしばしば見られ、例えば、アリストテレスは『メネクセノス』を『葬送演説』(『弁論術』1415b30)と、『饗宴』を『恋についての言論』(『政治学』1262b11)と、「事柄にもとづく」タイトルで呼んでいる(なお、トラシュッロスは『饗宴』の二つ目のタイトルを『善について』としている)。このことから Mansfeld 71-73 は、トラシュッロスが「事柄にもとづく」タイトルの使用例をまとめて一般化を行ったうえで、各著作へ一つずつ「二つ目」のタイトルを与えたという仮説を立てている。著者不明『プラトン哲学序説』18では、プロクロスと類似の仕方でも、登場人物にもとづくタイトルと事柄にもとづくタイトルを区別し、さらに事柄にもとづくタイトルを、『弁明』のように「出来事にもとづく(ἀπὸ τῶν γινόμενων)」ものと『ソフィスト(ソピステス)』のように「探求される事柄にもとづく」ものとに区別している。

も「あらぬ (μη ὄν)」についても極めて多くのことが語られているが、これらのことはソフィストに関する議論へと収斂しているのである。同様に彼は『政治家 (ポリテイコス)』についても、宇宙の回転運動について多くのことを詳述してはいるものの³⁰、主導的な探求対象にもとづいてそのタイトルを付けた。こうした事柄が語られたのも政治家 [の探求] のためであるがゆえに、タイトルにはただ「政治家 (ポリテイコス)」だけが採られたのである。したがって、まさにこの論考のタイトル、すなわち『ポリテイア (国家)』というタイトルも、同じようにこれ [国制 (ポリテイア)]こそがこの作品において主導的に探求される事柄であるということを、この上なく明らかに示している——場面設定に関わるのではない事柄にもとづいて付けられたタイトルは、対話篇において主導的に探求される事柄それ自体にもとづいて付けられている以上は。

[9.9-9.16] さて第一に彼らは、以上で述べたように、タイトルに関して次の二つの点を示した。すなわち、[I] 一つは、このタイトルは古くからあるものであって、権威を利用しようとする後世の人々が付け加えた他のタイトルのように捏造されたものではないという点であり³¹、[II] もう一つは、このタイトルは事柄にもとづくもの、しかも場面設定に関わる事柄³²ではなく主導的な事柄にもとづくものであるという点である（登場人物にもとづくタイトルや、場面設定にもとづくタイトルをわれわれが持ち出すことのないように）。それによって彼らは、この [『ポリテイア (国家)』という] タイトルが、国制 (ポリテイア) について [論じること] が [本著作の] 意図であることの明白な〈証拠〉³³を提供するものだと考えている。

³⁰ プラトン『政治家 (ポリテイコス)』268d5-274e3。

³¹ プラトン『国家』に古来帰されてきた『正義について』という別のタイトルを念頭に置いたものと考えられる（注17参照）。

³² 底本の apparatus では περιστατικῶν は毀れている可能性があるとして ἐπεισάκτων（「外から持ち込まれた」）と修正する提案がなされているが、修正は不要だろう。

³³ 底本の apparatus の提案に従い、ἐναργῆ〈πίστιν〉と挿入して読む（諸訳は採用していないが、事実上同じ意味で訳している）。

[9.17-10.17] 第二に、この人々もまた証人としてプラトン自身を挙げている。すなわち、プラトンは『法律』第五巻において明瞭に以下のように述べている³⁴。第一の最善の国制とは、妻、子、所有物、金銭といったあらゆるものが完全に共有されている国制のことであり、それは——神々の住まう国制にせよ、自然本性的に神的な存在の住まう国制にせよ³⁵——本当に神的な国制の範型となるものである。第二の国制とは、『法律』において彼が[いま]解説していると述べている国制のことであり、それも何らかの仕方では不死性に与っていて、それに先立つ[第一の]国制からかけ離れたものではない³⁶。第三の国制とは、それ[第二の国制]の後に詳述することにしよう[とプラトンが述べている]国制のことであり、以上の[第一と第二の]国制と調和するものではあるが³⁷、両者に比べるとはるかに劣るものである³⁷。した

³⁴ プラトン『法律』739a1-740b1。現代の多くの解釈者も、この箇所が『国家』の理想国家への何らかの言及がなされていると考える(England I 515, Stalley 92-94, Griffith & Schofield 185-187, 丸橋 160-166)。一つには、同箇所で見られる「友のものは皆のもの(κοινὰ τὰ φίλων)」(739c2-3)という格言は、『国家』で守護者教育について論じられる際にも二度引かれているからである(424a2-3, 449c5)。ただし、Griffith & Schofield *ibid.*, 丸橋 *ibid.*は、同箇所の「第一の国制」の共有制は、統治者の間だけでなく全市民に及ぶものと考えられることから、「第一の国制」は『国家』の理想国家より徹底していると指摘する。これに対して、共有制の徹底度に関する差異は、むしろ「第一の国制」が『国家』の理想国家と異なるものであることを示している、とみなす解釈もある(Bobonich 11-12)。

³⁵ プラトン『法律』739d6-7「そこに住まわれるのがいく柱かの神々にせよ、神々の子たちにせよ」(森・池田・加来訳)。

³⁶ プラトン『法律』739e3-4「そしていまわたしたちが試みてきたものは、もしそれが実現すれば、不死なるものにもっとも近く、一つの次善の意味での[別の解釈: 次善のものとしては第一の]国制(ή μία δευτέρως)になるでしょう」(森・池田・加来訳を改変)。

³⁷ プラトン『法律』738e5 (cf. 739a6-b3)での「第三の国制は、もし神の思し召しがあれば、そのつぎに述べるとしましょう」という約束が実際に果たされた、とプロクロスは考えていた(『プラトン『国家』注解』II 8.15-23, 『プラトン『ティマイオス』注解』I 446.5-8)。著者不明『プラトン哲学への序説』26でも、国制には「矯正に基づくもの」、「前提条件(ヒュポテシス)に基づくもの」、「前提条件なしに成立するもの」という三種類の形態が存在し、それぞれ『書簡集』、『法律』、『国家』で扱われていると論じられている。プロクロスもおそらくプラトンの(偽作の可能性もあるが真作とする説もある)『第七書簡』および『第八書簡』を考えていたのだろう。

がって、もし彼が一方の〔第二の〕国制のことを〔いま〕詳論していると述べ、他方の〔第三の〕国制のことはあらためて論じることになろうと述べているのならば、以下のことはおそらく明らかだろう。すなわち、これらの国制に先立つ〔第一の〕国制のことは、どこかですでに詳述したものとみなしているからこそ、いま論じているのでもなければあらためて論じるつもりもないと述べているということである。では、あらゆるものが共有であり私的なものは何一つないということが、プラトンによってこの論考〔『国家』〕以外のどの著作で宣言されているだろうか。そして、その〔『国家』で語られている〕国制を何より特徴づけるものは、あらゆるものに亘る共有以外の何であろうか。したがってもし彼が、第二の国制を〔いま〕論じており、第三の国制はあらためて詳述することになろうと述べているように、その〔第一の〕国制のことはすでに語ったと述べているのであれば、次のことは万人に明らかだろう。すなわち、まさに同じ仕方で、『法律』の狙いは第二の国制について〔論じること〕であり、目下の論考〔『国家』〕の狙いは第一の国制について〔論じること〕であり、第三の国制を解説することになる著作の狙いは第三の国制について〔論じること〕であるということが。したがって、『法律』の有する狙いが、籤による分配がなされた〔後では〕第一となる国制を教示することであるように³⁸、『国家』の有する狙いは、分割されない仕方で一なる善き生にしたがって特徴づけられた——〔互いに〕好意をもって集まり、同一の共棲を営む人間たちからなる——共有を明らかにすることであって、他の諸徳から区別された徳の一種——すなわち、ある人々が言うように、正義——を明らかにすることではない。実際それ〔本著作が明らかにしているもの〕は、正義とともにすべての善を集めたものであって、徳の一種のみに限られてはいないがゆえに、ずっと学知的で究極的だからである。

〔10.17-11.1〕第三に、この説を唱道する人々は以下のように述べている。ソクラテス自身もまた『ティマイオス』において、彼が前日に語った議論を

³⁸ 注36で引用したプラトン『法律』739e3-4を参照。『法律』のこの箇所では論じられる次善の国制では、第一の国制とは異なり土地と家は分配される。

要約するようにティマイオスとその周りの人々から頼まれた際、前日に彼が論を展開した国制に関するすべての指針を順次取り上げているが³⁹、それはまさに、正義に関する検討は国制のために持ち出されたのであり、このこと——すなわち正義について、それそのものをそれ自体に即して、また、それが不正といかなる関係にあるかを、考察すること——は派生的な課題であって、[主要な]課題は最善の国制について、それがいかにして生じるか、いったん生じたならばそれはいかにして、またいかなる営みを通して維持されるのかを、教示することだ、と考えてのことである。というのも、もしそのこと——すなわち国制の成り立ち——が彼が語った議論のもっとも究極の狙い(σκοπιμώτατον τέλος)でなかったのであれば、語られたことを聞き手に再び思い出させるように頼まれた際、国制の成り立ちに関連する議論のみを振り返るということはないからである。

[11.1-11.4] したがって、以上のすべての点を通して、『法律』の狙いが法律の教示であるのと同じように、『国家』の狙いが最善の国制の教示以外の何ものでもないことは明らかである。

[解決 (11.5-14.14)]

[11.5-12.2] さて、以上のような議論をこれら両陣営の人々が展開しているが、私たちは両者の議論を受け入れて[次のように考える]。すなわち、これらの人々は真実のところでは意見を異にしていなかったのであって、むしろ、国制と真の意味での正義について[論じること]が[本著作の]意図なのである。ただしそれは、狙いが二つあるとみなしてのことではなく(というのも、そのようなことはありえないからである。少なくとも、言論に何らかの有益性が存するかぎりその言論は生き物に類似しているのだから、一つの狙いを有していなければならない——ちょうど生き物の全体がすべての部分の点で一つの斉合性に即して組み合わせられているように⁴⁰)、むしろ、これら二

³⁹ プラトン『ティマイオス』17b5-19b2。

⁴⁰ 注7, 14参照。

つのものが互いに同じものだともみなしてのことである。というのも、一個人の魂においては正義にあたるものが、善く統治されたポリスにおいてはそのような [正しい] 国制にあたるものに他ならないからである。実際、国制における三種族は魂の三部分と類比関係にある。すなわち、守護者の種族は思案にたずさわるものとして理知に対応し、補助者の種族は防衛のために戦うものとして気概に対応し、労働者の種族 (θητικόν) は自然的な必要を満たすものとして欲望的部分に対応しているのである。そこで、もしそれぞれの [種族の] 人がその生きるところのもの [その生き方] そのものであるならば、守護者は理知、補助者は気概、労働者は欲望の一種であり、その結果、すべての [種族の] 人々に亘る国制が — それぞれの [種族の] 人が自分のことを為し [自分の役目を果たし]、ある者は労働者にふさわしく、ある者は補助者にふさわしく、ある者は守護者にふさわしく (すなわち、自然的、防衛的、知性的に) 生きることにより — 〈正義である〉 ことになる⁴¹。というのも、このこと — すなわち、ポリスを秩序づける性向と、家を秩序づける性向と、一個人を秩序づける性向は一つであるということ — もまた、プラトンの見解だからである。もしそうであるならば、われわれの各々は正義によって秩序づけられるかぎり「ポリス的 (市民的) に (πολιτικῶς)」生きることになり、ポリスは最善の国制に即して秩序づけられるかぎり「正しく (δικαίως)」生きることになるのである。そして、彼が『法律』において述べているように⁴²、もしポリスにおける民衆が各人における欲望的部分にあたり、[ポリスにおける] 思案にたずさわる [種族] が [各人における] 理知であるならば、彼の考えによれば、正義は魂の国制であり、最善の国制はポリスの正義であることになるだろう。

[12.2-12.9] もし以上のことが真実であるならば、正義について教える者は、それを不完全な仕方では教えるのでないかぎり、あらゆる所に見出される

⁴¹ 底本に従い写本にない δικαιοσύνη を補う。

⁴² プラトン『法律』689b1-2。ただし、『法律』のこの箇所ではアテナイからの客人は、快苦を感じる魂の部分が民衆に対応すると述べているだけである。

正義を視野に入れて、国制について教えることになるし、そしてまた、真つ当な国制について論じる者は、一部の国制ではなくそのすべてを視野に入れるかぎり、一個人の内なる国制であるところの正義——すなわち、われわれの内なる民衆を、われわれの内なる補助的部分を通して、われわれの内なる守護的部分の判断に即して、統御している正義——についても、必ずや語ることになるだろう。

[12.9-19] プラトンもまたこうした事柄について以上の見解をもっているということを、われわれは以下の点に留意することで把握できるだろう。すなわち、正義に関する探求から国制に関する議論へと移行する際、彼はいかなる意味でこの移行のことを、自然本性的に相異なる別の事柄への移行としてではなく、小さな文字からより大きくいっそう明瞭な——ただし同じものごとを表している——文字への移行として述べているのかという点である⁴³。しかるに、両者の質料・素材は小さな文字と大きな文字のそれが異なるように異なっているが、その形相は二つの文字のそれが同じように同じである。よって、最善の国制の形相とポリス的(市民的)な正義の形相とでは⁴⁴、その基体の量の点においてのみ差異があるのであって、両者が有している本質存在(οὐσία)は一つなのである。

[12.19-13.20] よって、彼がわれわれの各々に対して「自分自身の内なる国制へと目を向ける」ようにと、まさにこの文言を用いて語り⁴⁵、また、その[自分自身の内なる国制の]支配を⁴⁶、金銭を愛する部分ではなく最善の部分

⁴³ プラトン『国家』368c8-369b3。注19参照。

⁴⁴ FestugièreとBaltzly, Finamore & Milesは、「(魂における)最善の国制の形相とポリスにおける正義の形相」と補って訳し、前者を一個人の魂のレベル、後者をポリスのレベルだと解している。たしかにプラトン『国家』に倣った一個人の魂の「内なる国制」への言及は見られるものの、「ポリス的(市民的)(πολιτική)」という語はこの前後で一貫して一個人の魂にそなわる徳を形容する際に用いられているため、むしろ前者を一般的な意味での「最善の国制」、後者を一個人の魂にそなわる「ポリス的(市民的)な徳としての正義」ととる方が自然だろう。

⁴⁵ プラトン『国家』591e1。

⁴⁶ あるいはFestugièreとAbbateのように「その[魂の]支配」と補うことも可能。

へと委ねるようにと語っているのも（これらのことは第九巻に書かれている）、以上のことのゆえである。さらにまた、各人の内なる正義は国制であると彼が論じているのをわれわれは見出す、これも以上の議論に即してのことである。実際、別の著作でわれわれが区別したように⁴⁷、節制は倫理的な徳をとりわけ特徴づけるものであり（教育を受けている者にとって節制を保つことよりも相応しいものは他にないから）、正義はポリス的（市民的）な徳をとりわけ特徴づけるものであり（他の人々を秩序づけるためには各人に値するものを画定する徳がとりわけ必要となるから）、勇氣は浄化的な徳をとりわけ特徴づけるものであり（われわれの内に真なる敵として潜んでいる諸情念によって傷つけられないこと（ἀτρωτον）は勇氣の特性だから）、知慮（φρόνησις）⁴⁸は観想的な徳をとりわけ特徴づけるものである（有るものども（τὰ ὄντα）についてしかるべき仕方でも認識する（φρονεῖν）ことは観想の固有性だから）。こうして、正義がポリス的（市民的）な徳を特徴づけるのだとすれば、正義が各々の魂の国制であることが、そして、真の意味での国制がポリス全体の正義であることが、どうして必然でないことがあろうか。そこでわれわれは、[本著作に]二つの狙いがあるとは言わず、ポリス的（市民的）な正義について[論じる]という狙いと最善の国制について[論じる]という狙いは一つであると言うことにしよう。また彼は、一個人の内なる国制としての正義から探求を始め、多数者の内なる正義としての最善の国制に関する探求に移行したのだ、と言うことにしよう。それはちょうど、プラトン自身が述べているように⁴⁹、小さな文字から大きな文字に移行しているような

⁴⁷ 対応する議論はプロクロスの現存著作中には見当たらないが、新プラトン主義による徳の段階説にもとづいている。ポルピュリオス『センチティアエ』32は、プロティノス『エンネアデス』I.2「徳について」の議論を発展させ、「ポリス的（市民的）な徳」、「浄化的な徳」、「観想的な徳」、「典型的な徳」という四段階の区別を導入した。さらにイアンプリコスら後の新プラトン主義者は、「神官的（ιερατική）」もしくは「神術衛的」な徳を加え、また「ポリス的（市民的）な徳」の下位にも「自然的な徳」と「倫理的な徳」を加えている（ダマスキオス『プラトン『パイドン』注解』I 138-158）。

⁴⁸ アリストテレス的な実践知の意味ではなく、プラトンの「知恵（σοφία）」「思惟（νοῦς）」と近い意味で用いられている。

ものであるが⁵⁰、基体の点での差異によって形相が入れ替わることはなく、異なる基体の内で同一のものであり続けている。したがってその移行は、国制から国制への、すなわち、一個人の内で見とられる国制から多数者の内で見とられる国制への移行でもあれば、正義から正義への、すなわち、縮約された正義からいっそう明白な正義への移行でもあるのである。

[13.21-14.4] また、[正義と国制は] 一方が主導的に探求される対象であり、他方が派生的に探求される対象である、というわけではない。というのも、「主導的である」とか「派生的である」ということは、二つのものに関して言われるのが本当であるが、これら [正義と国制] は二つではなく一つだとわれわれは主張するからである。よって、諸々の国制の変遷に関する議論においても、彼はそれぞれの国制を一人の人間の場合とポリス全体の場合とに即して観察しているが、これもそのためである⁵¹。すなわち、名誉支配制的な人間と名誉支配制的なポリスとを検討し、ついで寡頭制的な人間と寡頭制的なポリスとを、民主制的な人間と民主制的なポリスとを、そして僭主独裁制的な人間と僭主独裁制的なポリスとを検討しているのである。彼は、正義そのものと究極の不正に関して下したのと同じ評価を、優秀者支配制的な国制と僭主独裁制的な国制とに関して下しているが、これは、それらは互いに異なるところがまったくなく、一個人の内なる正義はポリスにおける優秀者支配制であり、[一個人の内なる] 究極の不正はポリスにおける僭主独裁制である、と考えてのことである。

[14.4-12] よってわれわれは、この論考の [『ポリテイア (国家)』という] タイトルも、正義に関する探求に調和したものであると主張することにしよう。なぜなら、このタイトルはまさにそのこと、すなわち、ただしい理に即して (κατὰ τὸν λόγον τὸν ὀρθόν) 生きている魂の国制であるところの正義を意味しているのだから、と。たとえプラトンが、この論考を「正義」という

⁴⁹ 注19参照。

⁵⁰ 底本は δὲ を削除しているが、写本のまま読んで問題はない。

⁵¹ 『国家』第八・九巻 (特に 544d5-c6)。

名前では呼ばず、「国制（ポリテイア）」という名前と呼んだにしても（別の著作を「法律」という名前と呼んだように）、思うに、このことは驚くにあたらぬ。というのも、タイトルはいつそうよく知られているものにもとづいて付けられるべきだが、プラトン自身も語ったように⁵²、「国制（ポリテイア）」という名前の方が「正義」という名前よりもいつそうよく知られているからである。

[14.13-14] さて、以上でようやく結論に達し、『国家』という著作の狙いをわれわれは完全に押し押さえた、と言うことにしよう。

[II：ジャンル（14.15-16.25）]

[14.15-15.18] 以上の論点に続く第二の論点は、著者はいかなる言論ジャンルに即してこの論考を構成したのか、ということであった。思うに、この論点については、多くのことを私が語る必要はなく、ただ次のことを思い起こせばよいだろう。すなわち、プラトン自身もまたこの著作のなかで、語り方（λέξις）には三つのジャンルがあると言っている、ということである⁵³。彼が論じるには、一つ目はもっぱら演劇的で模倣的なジャンルであり、これは喜劇と悲劇に属する。二つ目は叙述的で非模倣的なジャンルであり、これは、ディテュランボスを書く者や過去の出来事の歴史を書く者が、登場人物に語らせることなく著述する際に従う種類のものである。三つ目は両者が混合されたジャンルであり、例えばホメロスの詩作——ある部分は出来事の叙述によって、別の部分は登場人物の模倣によって彩られたもの——がこの種類に

⁵² プラトン『国家』368e7-369a1 および545b3-4にあたと考えられるが、同箇所では、ポリスというより大きなもの内にある正義の方が見てとりやすいと言われているだけであり、「国家（国制）」の方が「正義」よりもいつそうよく知られているとは言われていない。

⁵³ プラトン『国家』392c7-398b9。プラトンは「模倣（真似）（μίμησις）」（登場人物の台詞を語ること）を伴わない叙述を「単純な叙述（ἀπλή διήγησις）」と呼んでいるが、プロクロスはこれに ἀφηγηματικόν（「叙述的」）、ἀφήγησις（「叙述」）という別の語を当てている。

あたる。プラトンは以上の三つのジャンルを区別しているのだが、目下の論考は混合された言論ジャンルに帰すべきであろう。この著作は、ある事柄については出来事 (ἔργα) として語っており、また別の事柄については[登場人物の] 台詞 (λόγοι) として語っているからである。すなわち、一方で、出来事 (ἔργα) においては、叙述のみを提供している(なお、叙述が要する特質は次の二点、すなわち、登場人物と出来事が明確に描き分けられていること (εὐκρίνεια) と、表現 (παράστασις) にあたって正確であること (ἀκρίβεια) とがある)。例えば、[ソクラテスは] ペイライエウスに下って行き、女神に祈りを捧げ、祭を見物し、町の人の行列と外国人の行列を歓迎し⁵⁴、帰宅しようとしたのだが、再び引き返してポレマルコスの家を訪問し、ケパロスと、ケパロスと共にいる人々に会った、ということや、その他この会合の情報を含む同種のさまざまな事柄が、これにあたる。他方で、それぞれの人物の台詞においては——ある場合には老人のように話す者を、ある場合には物語を用いた仕方で話す者を⁵⁵、ある場合にはソフィストのように話す者を[模倣するというように]——この上なく正確な模倣を行い、それぞれの登場人物に対してその人に相応しい仕方で知 (γνώσις) と生 (ζωή) を割り当てている⁵⁶。というのも、こうした事柄において適切さ (πρέπον) を保つことが、もっとも完

⁵⁴ トラキアの月の女神ペンデイスを讃える祭のことであり、当時交易のため多数のトラキア人が居留していた港町ペイライエウスで行われ、日中にはアテナイの人々とトラキアの人々との双方による行列が、夜には松明を手にもった騎手による乗馬競争が執り行われた。

⁵⁵ Festugière の言うように、「ギュゲスの指輪」の物語を語るグラウコンや (359c7-360d7、特に 359d6 「物語を語る (μυθολογοῦσιν)」)、「洞窟の比喩」(514a1-521b11) や「エルの神話」(614b2-621b7、特に 621b8 「物語 (μῦθος) は救われた」) を語るソクラテス自身のことか。なお、μυθοειδῶς (「神話を用いた仕方で」) は底本も採用するパーゼル版 (b) の読みであり、写本の読みは θυμοειδῶς (「気概に満ちた仕方で」) である。後者の場合には、プラトン『国家』第一巻で、「老人のように話す」ケパロスの後に、「ソフィストのように話す」トラシユマコスに先立って対話相手となるポレマルコスを指しているのとれるかもしれない。

⁵⁶ 「知 (γνώσις)」と「生 (ζωή)」という対は、第五論文 (53.10-16) でも詩作による模倣のあり方を論じる文脈で言及される。

壁な模倣のなすことだからである。それはちょうど劇の場合でも、登場人物が何かを語る際、使用人と自由人との間、女性と男性との間で、それぞれ異なる仕方では発言するように模倣しなければならないのと同じことである。というのも、それぞれの人を模倣する者は、それぞれの自然本性（気質）、年齢、運不運、生業、地位に相応しい言葉を割り当てなければならないからである。

[15.18-16.1]ともあれ、この論考は混合された言論ジャンルに帰すべきである。さらに、もしわれわれが、一部のプラトン主義者がしているような仕方では、ジャンルを教示的なもの（*ὀφηγητικόν*）、探求的なもの（*ζητητικόν*）、その両者が混合されたものへと分類するとしても⁵⁷、やはりわれわれはそのなかから混合されたジャンルを選び出し、『国家』をそこに帰することになるだろう。というのも、この作品のなかには多くの探求的な言論がある一方で、ソクラテスが最善のポリスの解体をムーサの言葉を通して教示したり⁵⁸、ハデスにおける情景をエルの言葉を通して教示したりする箇所のように⁵⁹、教示的な言論もあるからである。そしておそらく、混合された言論ジャンルは、国制に関する言論にとって適切でもあろう。国制の内には、ちょうどあらゆる種類の生の集合があるように、あらゆる種類の行為や言論の集合があるからである。

[16.2-25] 実際、以下の点もまた粗略ではない仕方で見しておく必要がある。すなわち、この国制は三度にわたって語られているが⁶⁰——ペイライエウス

⁵⁷ デイオゲネス・ラエルティオス『哲学者列伝』3.49、アルピノス『プラトン序説』3でも「教示的」と「探求的」の二種類への対話篇の分類が紹介されている。また、デイオゲネス・ラエルティオス『哲学者列伝』3.50では、これとは異なる分類として、本論文ですでに取り上げられた分類と類似した、「演劇的（*δραματικός*）」、「叙述的（*διηγηματικός*）」、その混合という三種類への分類が紹介されている。

⁵⁸ プラトン『国家』545d7-547c5。なお、この難解な「ムーサの言葉」の解釈が、プロクロス『プラトン『国家』注解』の長大な第十三論文で取り上げられている。

⁵⁹ プラトン『国家』614b2-621b7。「エルの物語」の解釈は、プロクロス『プラトン『国家』注解』のなかでもっとも長い第十六論文で取り上げられている。

⁶⁰ プラトン『国家』は、前日にペイライエウスのポレマルコス邸で行われた対話（プロクロスの言う「第一」の会合）を、アテナイに戻ったソクラテス本人が報告する（「第二」の会合）という形をとっている（327a1-328c4）。さらに、プラトン『ティマイオス』の導

において争論的な仕方でも語られ、その翌々日にティマイオスに対する説明のなかで登場人物なしの要約的な仕方でも語られ、その中間の日に叙述的な仕方でも語られる（その叙述は登場人物や出来事を伴っているが、その前日のものよりも秩序だっている）、というように——、第一のものも第三のものも、中間のものほどには国制に関する議論に適合しないと考えられたという点である。というのも、第一のものはまだ情念と戦っている魂の生を模倣しており、第三のものは完全に観想へと引き上げられ、その戦いの記憶を脱ぎ捨てた魂の生を模倣しているが、両者の中間のものは、すでに平静になっているとはいえ、[魂の内なる]非理性的な諸要素の大群を抑えつけたときの戦いのことを覚えている魂の生を模倣しているからである。したがって、プラトンがこの中間の会合を国制に関する議論にふさわしいとみなしたのはもっともなのである。というのも、ポリス的（市民的）な生はそれら[非理性的な諸要素]を治療するもの（治療法）であり、われわれの内なる理を集中させることで、観想を目的とするからである。そのような理のみが⁶¹、その集中したあり方において、いかにして自身よりも後のもの[下位の諸要素]を秩序づけたの

入部（17a1-19b2）では、前日にソクラテスがティマイオス、ヘルモクラテス、クリティアス、無名の人物の四名を相手に語ったとされる国制に関する議論の要点を、ソクラテス本人が無名の人物を除くティマイオスら三名を相手に振り返って語っている。その内容が『国家』の一部（特に第二～五巻）と大きく重なることから、『国家』のなかでソクラテスが前日の対話を報告している相手（すなわち「第二」の会合の相手）を、ティマイオスら四名とする解釈が生じる（その場合、『ティマイオス』における対話が「第三」の会合となる）。プロクロスはこの解釈を採用しているが（『プラトン『ティマイオス』注解』I8.30-9.12, 28.16-20）、現代のプラトン研究者の多くはそのような解釈に留保を付している。『国家』が言及するベンデイス祭と『ティマイオス』が言及するパンアテナイア祭とが実際には異なる時期に行われていたと推測されること（詳しくは注76）、『ティマイオス』で報告される前日の議論が『国家』の一部分にしか対応していないことが、その主な理由である（種山213-215「補注N」参照）。

⁶¹ 底本の apparatus では $\mu\acute{o}\nu\omicron\varsigma$ を $\mu\acute{\epsilon}\nu\omega\nu$ とする修正が提案されている（「その理は留まることで」）。ただし、Festugière が言うように、すぐ後で「自分自身の内なる国制を確立した者のみ（ $\mu\acute{o}\nu\omicron\varsigma$ ）」と言われているのに対応していると考えられる。すなわち、「理が魂の下位の諸要素を秩序づけることができたときにのみ、宇宙とその製作者（デミウルゴス）を観想することができる」と述べている。

かを総覧的な仕方では知るのであり、その上で「[万有] 全体の観想に向けて——その「[万有] 全体においてある国制と、宇宙のただ一人の政治家を見てとるために——それ自身を展開するのである⁶²。そして事実、この「各人の内なる」最善の国制の範型が天においてあるのなら⁶³、天の製作者（デミウルゴス）こそが最善の政治家であり、自分自身の内なる国制を確立した者のみがその天の製作者（デミウルゴス）を観想するだろう。以上で私は、言論ジャンルを十分に明らかにしたと思う。

【III：設定（16.26-19.25）】

【16.26-17.1】目下の課題のうち第三のものは、論考の設定を見てとることであった。それは、登場人物・時・場所という三つの点において見出される。そこで、先に述べた事柄に続く仕方では、これらの点を論じることにしよう。

【場所（17.1-18.6）】

【17.1-18.6】場所については、第一の会合の場所がペイライエウスであるように、第二、第三の会合の場所はポリスである。次のことはおそらくプラトンの読者には明らかだろう。すなわち、海沿いの場所は騒々しく多彩な生に満ちているのに対して、海から遠いポリスはその分だけそのような悪から免れている（清浄である）のが必然だということである⁶⁴。そして、もしポリ

⁶² 難解な箇所であるが、新プラトン主義における徳の段階についての考え方が背景にあると考えられる（注47参照）。すなわち、ポリス的（市民的）な徳は魂の下位の非理性的な部分を秩序づけることで情念の抑制（μετριοπάθεια）をもたらし、さらに浄化的な徳は魂を身体からできるだけ切り離し情念の消滅（ἀπάθεια）をもたらすことで観想（ないしさらに上位の徳への上昇）を可能にするという考え方である。また、「集中（συναίρειν, συναίρεισις）」、「総覧的（συνοπτικῶς）」など、プラトンによる哲学的問答法（διαλεκτική）の説明に見られる語が用いられている（それぞれ『パイドロス』249c1、『国家』537c2, 7）。

⁶³ プラトン『国家』592b1-2。

⁶⁴ プラトン『法律』705a2-7。

スが自分と同じ性格をもつ神々に属しているのであれば——そうした神々にポリスは捧げられているのだが、それはもっとも知慮ある魂を受け入れるのに適しているからである。このことはプラトン自身が女神アテナへの土地の割り当てに関してあらためて述べている通りだが、その割り当てられた土地を女神が選んだのは、とりわけそれが女神にもっとも似た人間を生み出すだろう（*ἄνδρας οἴσοντα προσφερεστάτους αὐτῇ*）とみなしてのことであった⁶⁵——、そうであればおそらくなおさら、秩序、賢慮ある生、理が、そのような性格をもつポリスに相応しいものとなるだろうということは明らかである。もしプラトンが両方の場所について以上の見解をもっていたならば、われわれは以下のように述べても不適當なことを論じたことにはならないだろう。すなわち、一方の場所〔海沿いのペイライエウス〕は、第一の会合——ここでは当然、正義に関する、またこう言った方がよければ、国制に関する議論が、騒乱を欠くこともソフィスト的な争論を欠くこともなかった（ソクラテスが正義のために多くの頭をもつソフィスト的な生に対して戦ったのだから⁶⁶）——にもっとも相応しいのに対して、もう一方の場所〔海から遠い中心市アテナイ〕は、騒乱のない状態で、哲学に適した静寂とともに自分自身へと引きこもり、自分と同類のものと共にありながらなされる観想——かつては騒乱のなかで非常に苦勞して観たものと対象を同じくする観想——にもっとも相応しい、と。そしておそらく、一方の場所は生成に適合しており、も

⁶⁵ 底本や諸訳が参照しているプラトン『クリティアス』109c6-d2では、ヘパイストスとアテナの両神が「もともと徳や知慮に相応しく適合した土地」であったアテナイの地を割り当てとして受け取り、そこに善い人々を住ませたと語られている。しかし、この箇所と表現がより近いのはプラトン『ティマイオス』24c4-d3であり、女神がアテナイという場所を選んだのは、そこが「もっとも知慮ある（*φρονιμωτάτους*）」人々を生み、「女神にもっとも似た人間を生むだろう場所（*τὸν προσφερεστάτους αὐτῇ μέλλοντα οἴσειν τόπον ἄνδρας*）」だと考えたからだとして論じられている。

⁶⁶ プラトン『ソフィスト（ソピステス）』240c5に「多くの頭をもつソフィスト」という表現が見られる。また、プラトン『国家』588c7-589b6でも、魂の非理性的な諸部分が多い頭をもつ怪物に喩えられている。ここでの「ソフィスト的な争論」とは、具体的には特にプラトン『国家』第一巻でのトラシマコスとの対話を指すか。

う一方の場所は生成から免れた（清浄で）アイテールのなものに適合しているだろう——と『パイドン』におけるソクラテスなら述べるだろう⁶⁷。実際、生成は「塩辛い」生に満ち、さらには「嵐」にも、魂を沈めてしまう「三つの大浪」にも満たされているため、魂がたとえ理に即して生きるとしても、その生は騒乱のないものではない⁶⁸。そしてもう一方のかの場所は、清浄で「禍を免れた（ἀπήμων）」「回遊（περίοδος）」をすでに達成している魂⁶⁹——たとえば、生成における動揺と、この〔生成の〕場所において戦った闘争とを、いまだに覚えているとはいえ——に属しているのである。

[時 (18.6-19.23)]

[18.6-19.2] 場所については以上の通りであるが、プラトンがそれぞれの会合を割り当てた時（καιρός）——ペイライエウスでの会合はベンディス祭に、町〔中心市アテナイ〕での会合はパンアテナイア祭に、それぞれ割り当てたのだが——もまた、場所と調和しているのを見てとることができる⁷⁰。いやむろん、ベンディス祭はトラキア人の慣わしにしたがってアルテミスを祀るためのものであり、「ベンディス」というこの名がトラキアの言葉であることをわれわれは知っていよう。トラキアの神学者⁷¹もそのように、セレネ

⁶⁷ プラトン『パイドン』の末尾でソクラテスが物語る真の「大地」の描写（108c5-114c9）への言及だと考えられる（特に109b7-c2, 111a7-b2）。

⁶⁸ プラトン『法律』705a3-4では、土地に隣接した海は「塩辛く（ἀλμυρόν）苦い隣人」だと言われている（アルクマン断片108 Page）。「三つの大浪」という表現は、プラトン『国家』472a4でソクラテスによる理想国の提案に対する挑戦について用いられている。「嵐（ζάλη）」という表現は、プラトン『国家』497d7および『ティマイオス』43c3によるか。

⁶⁹ プラトン『パイドロス』のなかで魂の転生の運命が語られている「アドラスティアの掟」では、その冒頭で「いかなる魂も、神の行進に随行することができて、真実なる存在のうちの何かを観得したならば、つぎの回遊（περίοδος）のときまで禍を免れてある（ἀπήμων）こと」（藤沢訳を一部改変）と言われている（248c3-5）。

⁷⁰ プラトン『ティマイオス』21a1-3, 26e2-3には、対話を行っているのが「女神アテナの祭礼」（すなわちパンアテナイア祭）の最中であることを示唆する記述がある。

⁷¹ オルベウスのこと。プロクロスなど新プラトン主義者はオルベウス教の教説を権威として用いた。

[月]の数多の名とともに「ベンディス」をも、かの女神[アルテミス]に帰したのだから。

プルトネ⁷²とエウプロシユネ⁷³と力強きベンディス。⁷⁴

他方、ベンディス祭に続くパンアテナイア祭——小パンアテナイア祭のことを私は言っているのだが⁷⁵——は、祭のゆかりとして女神アテナを据えていた⁷⁶。そこで、[ベンディスとアテナは]両方ともゼウスの子であり、両方とも乙女なのだが、さらに、両方とも光をもたらす者であるという点も付け加えることにしよう——ただし、ベンディスが光をもたらす者であるのは、自然の見えざる諸原理(λόγοι)を光へと導く者としてであるのに対して、アテナが光をもたらす者であるのは、魂に知性的な光を灯す者としてであるのだが⁷⁷。

アテナは、彼の兜と盾から、絶えざる炎を燃え上がらせた。⁷⁷

⁷² プルトン(ハデスの別名)の妻ペルセポネのこと。

⁷³ 三美神(カリス)のうちの一柱(ヘシオドス『神統記』909参照)。

⁷⁴ オルベウス断片 200 Kern。

⁷⁵ Festugière に従い λέγων を λέγω と読む。

⁷⁶ 二つの祭の時期に関して何らかの事実誤認があると考えられる。プロクロスは、ベンディス祭が開かれたのは初夏のタルゲリオン月 19 日ないし 20 日であり、その翌日に小パンアテナイア祭が続いたと記している(『プラトン『ティマイオス』注解』I 26.13-15, 85.28-30)。しかし、四年に一度開かれた大パンアテナイア祭と、それ以外の年に開かれた小パンアテナイア祭は、いずれも盛夏のヘカトンバイオン月の終わり頃に執り行われていたことが知られている。この問題に対してプロクロスは、小パンアテナイア祭と大パンアテナイア祭の時期は異なるとみなすことで対処したと考えられる(『プラトン『ティマイオス』注解』I 26.10-20)。ちなみにプロクロスは、『パルメニデス』の対話が、大パンアテナイア祭の時期に行われたのに対して(プラトン『パルメニデス』127a7-b1), 『ティマイオス』の対話が(彼の解釈では)小パンアテナイア祭の時期に行われたことについても、それぞれの著作の主題に——すなわち、前者は女神アテナの超宇宙的で可知的なはたらきに、後者は宇宙内ので可感的なはたらきに——対応しているという解釈を提示している(『プラトン『ティマイオス』注解』I 84.22-85.4)。

さらに、アテナが光をもたらす者であるのは、霧——魂にそれが生じると、何が神的で何が人間的なのが見えなくなる——を取り扱う者としてもある⁷⁸。両者が以上のような固有性を有している以上、次のことは明らかである。すなわち、ベンディスは生成を統べる者、生成にかかわる諸原理の産出を援ける者（λοχευτική）であるのに対して、アテナは魂を上方へと導く者、知性と真実の知慮とを取り仕切る者（χορηγός）、天界において格上の仕方で君臨し、上方から月下界の秩序全体を完成させる者なのである。

[19.2-10] さて、以上のわれわれの主張が真実であるならば、ベンディスの祭は、[ペイライエウスという]場所がそうであったのと同様に、第一の会合に適していることになるだろう。この会合が模倣している魂は、生成を秩序づけてはいるが、それを騒乱のない仕方で行っているのではない魂だからである。他方、パンアテナイア祭は、第二、第三の会合に適していることになるだろう。これらの会合が模倣する魂は、それ自身の内へと引きこもり、生命を下方のものから自らの知性の方へと集約させ、類似しないものを自分自身に向けて秩序づける代わりに類似したものとこそ交わり、思惟——すなわち「幸福な観照者」に適した「観もの」⁷⁹——に与る魂だからである。

[19.10-23] また、こう言ってよければ、次のように[プラトンが考えていたと]みなしてもよからう。すなわち、祭典のうち異邦のものは、生成の内になりながら神聖な仕方では生きてはいるものの、異邦の祭典——すなわち天界の祭典ではなく生成にかかわる祭典——に結びついている魂に相応しいのに対して、パンアテナイアの祭典のような祖国の祭典は、[自らに]相応しい慣わし（ἥθη）へと向き返っていて、知性的に、すなわちかの者[プラトン/ティマイオス]が言う「伴侶の星（σύννομον ἄστρον）」⁸⁰に適した仕方で、生

⁷⁷ ホメロス『イリアス』5.4（「彼」はディオメデスを指す）。

⁷⁸ ホメロス『イリアス』5.127-128では、女神アテナがディオメデスに対して「これまでそなたの眼にかかっていた霧を掃い、神と人間との見境がはっきりつくようにもしておいた」と語っている。同15.668-669も参照。

⁷⁹ プラトン『パイドン』111a3-4の表現。

⁸⁰ プラトン『ティマイオス』42b4。

きている魂に相応しいのだ、と。実際、かのもの〔天界の祭典〕は魂にとって本当に祖国のものなのだが、それは製作者（デミウルゴス）による〔人間の魂の〕播種がなされたわれわれの祖国がまさにかのところにあるからである⁸¹。他方、生成の祭典は、たとえ守護神たち（θεοὶ ἑφοροὶ）のための祭典であるにせよ、異邦のものである。分別ある者は、こちらの祭典に対しても義務を果たすべきではあるが、かの〔天界の〕祭典の方に目を向け、できるだけ早く向き返らなければならない。これはちょうどソクラテスがそうしたのと同様である。ソクラテスはその〔異邦の祭典の〕なかの祭に参加し、祈りを捧げ、見物したあと、すぐに家路についたのだから。時については以上の通りである。

[登場人物 (19.23-25)]

[19.23-25]まだ残されているのは、登場人物について説明することである。しかるに、会合に集まった者の数は10人⁸²で……

(以下欠落)⁸³

⁸¹ プラトン『ティマイオス』41d8-42d5では、各人の魂はそれぞれ製作者（デミウルゴス）によって割り当てられた星を有しており、しかるべき時間を立派に過ごしたならば、本来割り当てられた「伴侶の星」に戻るとされる。

⁸² ソクラテス、グラウコン、アデイマントス、ポレマルコス、ケパロス、トラシユマコス、クレイトポン（以上、発言あり）、リュシ阿斯、エウテュデモス、カルマンティデス（以上、発言なし）の10人か。しかし、ニケラトス（327c2）も会合に加わったと考えるのが自然であり、その場合（ケパロスの退出までは）少なくとも11人いたことになる。プロクロスがどのようなことを論じたのかは推測するしかないが、10を完全数とするピユタゴラス派の教説にもとづく象徴的解釈が行われたかもしれない。実際、プロクロス『プラトン『ティマイオス』注解』I23.19-24.11では、ソクラテスの対話相手が前日の四名から三名に減ったことについて、「〈三〉は〈四〉より、〈四〉は〈十〉より神聖である」とするピユタゴラス派の教説が引かれた上で、「ソクラテスは〔対話相手の〕数の減少を、よりすぐれた完成の象徴とみなした」とする解釈が提示されている。さらに Baltzly, Finamore & Miles 48-51 参照。

⁸³ 以下、第一論文の残り、第二論文の全体、第三論文の途中までテキストが散逸している。なお、プロクロス『プラトン『国家』注解』の日本語訳として、現時点では西尾（第三

【文献】

- [Abbate] Abbate, M. (tr.), *Proclo: Commento alla Repubblica di Platone: Dissertazioni I, III-V, VII-XII, XIV-XV, XVII*, Pavia: Bompiani, 2004.
- [Baltzly, Finamore & Miles] Baltzly, D., Finamore, J. F. & Miles, G. (tr.), *Proclus: Commentary on Plato's Republic*, vol. 1, Cambridge: Cambridge University Press, 2018.
- [Bobonich] Bobonich, C., *Plato's Utopia Recast: His Later Ethics and Politics*, Oxford: Oxford University Press, 2002.
- [Burnet] Burnet, J. (ed.), *Platonis Opera*, 5 vols., Oxford: Oxford University Press, 1900-1902.
- [Dillon] Dillon, J. M. (ed.), *Iamblichi Chalcidensis In Platonis Dialogos Commentariorum Fragmenta*, Leiden: Brill, 1973.
- [Duke, Hicken, Nicoll, Robinson & Strachan] Duke, E. A., Hicken, W. F., Nicoll, W. S. M., Robinson, D. B. & Strachan, J. C. G. (ed.), *Platonis Opera*, Tomus I, Oxford: Oxford University Press, 1995.
- [England] England, E. B. (ed.), *The Laws of Plato*, London: Manchester University Press, 1921.
- [Festugière] Festugière, A. J. (tr.), *Proclus: Commentaire sur la République*, 3 vols., Paris: Vrin, 1970.
- [Griffith & Schofield] Griffith, T. (tr.) & Schofield, M. (ed.), *Plato: The Laws*, Cambridge: Cambridge University Press, 2016.
- [Hadot] Hoffmann, P. (tr.) & Hadot, I. (comm.), *Simplicius: Commentaire sur les Catégories*. Traduction commentée sous la direction de I. Hadot. Fascicule I: Introduction, Première partie (p. 1-9, 3 Kalbfleisch), Leiden: Brill, 1989.
- [Kroll] Kroll, W. (ed.), *Procli Diadochi In Platonis Rem Publicam Commentarii*, 2 vols., Leipzig: Teubner, 1899-1901.
- [Mansfeld] Mansfeld, J., *Prolegomena: Questions to be Settled Before the Study of an Author, or a Text*, Leiden: Brill, 1994.
- [Slings] Slings, S. R. (ed.), *Platonis Respublica*, Oxford: Oxford University Press, 2003.
- [Stalley] Stalley, R. F., *An Introduction to Plato's Laws*, Indianapolis: Hackett, 1983.
- [Westerink] Westerink, L. G. (ed.), *Anonymous Prolegomena to Platonic Philosophy*:

論文), 近藤・川島・高橋・野村(第四論文)がある。

Introduction, Text, Translation and Indices, Amsterdam: North-Holland Publishing Company, 1962.

- [種山] 種山恭子訳「ティマイオス」『プラトン全集12』岩波書店, 1975
- [近藤・川島・高橋・野村] 近藤智彦・川島彬・高橋勇真・野村拓矢「プロクロス『プラトン『国家』注解』第四論文 日本語訳・注」『北海道大学文学研究院紀要』169 (2023), 左 41-左 70
- [中畑] 中畑正志編『プラトン哲学入門』京都大学学術出版会, 2008
- [西尾] 西尾浩二「(試訳)プロクロス著『プラトン国家篇註解』——第三論文(20.7-27.6)——」『古代哲学研究室紀要(HYPOTHESIS)』(京都大学西洋古代哲学史研究室) 11 (2002), 40-51
- [納富] 納富信留『ソフィストと哲学者の間——プラトン『ソフィスト』を読む』名古屋大学出版会, 2002
- [藤沢] 藤沢令夫訳『プラトン：国家(上・下)』岩波書店, 1979
- [藤沢] 藤沢令夫訳「パイドロス」『プラトン全集5』岩波書店, 1974
- [丸橋] 丸橋裕『法の支配と対話の哲学——プラトン対話篇『法律』の研究』京都大学学術出版会, 2017
- [森・池田・加来] 森進一・池田美恵・加来彰俊訳『プラトン：法律(上・下)』岩波書店, 1993

※本翻訳は JSPS 科研費 (JP21K00024, JP22J00249) の助成による成果の一部である。本訳・注の草稿に対して貴重なコメントを下さった安田将氏(日本学術振興会・京都大学)に感謝申し上げたい。

